

# 治水

発行 全国治水期成会同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号ロイクラトン麹町  
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664  
ホームページ <http://www.zensuiren.org/>  
お問い合わせ [infoinfo@zensuiren.org](mailto:infoinfo@zensuiren.org)  
編集・発行 椿本和幸



ハッ場ダムの夏 ハッ場あがつま湖でカヌー 画像提供：パドル屋

## ● 目次

|                      |                          |   |
|----------------------|--------------------------|---|
| 就任のご挨拶               | 国土交通省水管理・国土保全局長 藤巻 浩之    | 2 |
| 就任のご挨拶               | 国土交通省水管理・国土保全局治水課長 笠井 雅広 | 7 |
| 令和5年 全国一級河川の水質現況について | 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課      | 9 |



## 就任のご挨拶

国土交通省水管理・国土保全局長 藤巻 浩之

7月1日付で水管理・国土保全局長を拝命しました藤巻です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 1. はじめに

本年も、令和6年能登半島地震、梅雨前線や線状降水帯発生による秋田・山形両県における水災害など、各地で被害が発生しております。犠牲となられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

私も着任後すぐに能登半島の被災現場に行く機会がありました。地震により倒壊した多くの家屋、海岸の隆起、液状化、土砂崩壊等に伴う交通網の被害、上下水道の被災等、地域の皆様が直面されている状況は今も深刻であり、河川、砂防、海岸、上下水道等の事前防災対策はもとより、自然災害発生直後から国土交通省における司令塔的な役割から災害復旧全般を担う水管理・国土保全局の使命・責務の重大さを改めて認識したところです。

気候変動の豪雨への影響が科学的にも検証されており、毎年のように大きな水害が発生しています。異常気象が新しい日常となりつつある中で、安全を確保、向上させ、被害を最小化するために、河川整備等のハード対策に加え、水防活動や、水災害リスク情報の充実、洪水予報の精度向上、TEC-FORCE の機能強化とい

った多面的な取り組みが益々重要になっています。引き続き、全力で水管理・国土保全行政に取り組んでまいりますので、皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

### 2. 国土強靱化の推進

激甚化・頻発化する災害に対応するため、いわゆる通常予算に加え、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策や5か年加速化対策等の予算を活用し、河道掘削や築堤、ダムの建設・再生、砂防施設や海岸保全施設等の整備を加速してきました。これらは着実に効果を発揮しており、例えば、平成29年の九州北部豪雨で甚大な被害が発生した筑後川水系赤谷川では、砂防堰堤等の整備、河川改修の結果、昨年7月の大雨では大規模な被害を回避出来ました。

一方で、今年も全国で氾濫危険水位を超える河川が多く発生しており、各地で氾濫等による被害が発生しました。全国的な視野で見れば、国土強靱化は道半ばであり、5か年加速化対策後も切れ目なく取組を進めることが非常に重要です。改正国土強靱化基本法に基づく実施中期計画の策定に向けた検討を進め、より計画的・総合的に防災・減災、国土強靱化に取り組んでまいります。

### 3. 流域治水の加速化・深化

気候変動により気温が2℃上昇した場合、洪水発生頻度は約2倍になると示されています<sup>1</sup>。このため、河川管理者による堤防やダムを整備等の治水対策、下水道の雨水排水・貯留浸透機能の強化、土砂・洪水氾濫対策、海水面の上昇を踏まえた海岸保全施設の整備など、5か年加速化対策予算も活用して事前防災対策を強力に推進しています。また、過去の実績に基づいた治水計画を、将来の気候変動を踏まえた計画へと見直すことが必要であり、これまでに、21の一級水系<sup>2</sup>で河川整備基本方針を変更しています。

加えて、利水ダム等の事前放流や農業とも連携した「田んぼダム」等の取組による保水・貯留・遊水機能の向上、居住誘導や住まい方の工夫等、流域のポテンシャルを最大限活かしつつ、国、自治体、企業等あらゆる関係者の協働により「流域治水」を進めています。各水系で重点的に実施する治水対策の全体像をとりまとめた流域治水プロジェクトについても、『流域治水プロジェクト2.0』として、気候変動を踏まえた見直しを順次行っており、流域治水を加速化・深化していきます（全国109の一級水系、約600の二級水系<sup>3</sup>で公表）。具体的には、気候変動により外力が増大し、これまでの河川整備のペースでは整備目標と整備レベルとの差が拡大するため、気候変動を踏まえた整備目標達成に向け治水安全度の一層の向上を目指すとともに、根幹的な治水対策に加え既存施設の能力向上等の取組を加速化してまいります。また、地区ごとの特性を踏まえ、事前放流や「田んぼダム」の取組等の他機関等との連携が必要な対策や、水害リスクを踏まえたまち

づくり・住まい方の工夫等の「被害対象を減らす対策」を進めるなど、施策のベストミックスによる水災害による被害の最小化に取り組んでまいります。

また、流域治水の実行性を確保するための法的枠組みである流域治水関連法が令和3年11月に全面施行されて以降、全国の16水系268河川が特定都市河川に指定されました<sup>4</sup>。引き続き、特定都市河川の流域水害対策計画策定のロードマップを公表し、特定都市河川の取組を更に進めてまいります。また、台風の強大化等の気候変動の影響を防護目標に取り込んだ海岸保全基本計画の変更や、砂防事業と河川事業が連携した土砂・洪水氾濫対策、砂防事業と林野事業が連携した流域流木対策等の取組を引き続き進めてまいります。

また、被害対象の減少、被害の軽減のため、土地利用の誘導や住まい方の工夫、早めの防災対応・避難行動を支援する情報提供等が重要です。水害リスクを踏まえたまちづくりを推進いただけるよう、浸水頻度が分かるマップの作成など、水害リスク情報を充実するとともに、防災まちづくりと連携した土砂災害対策も進めてまいります。昨年5月の気象業務法及び水防法の改正により、本川・支川一体の水位予測によって国が取得した都道府県管理区間の予測水位情報の提供が可能となり、都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化が期待されます。現在、国の水位予測情報の提供に係る協定を28都道府県<sup>5</sup>と締結しており、このうち、

1 国土交通省「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」。

2 令和6年6月末時点。

3 令和6年3月末時点。

4 令和6年6月末時点。法改正前も含めると24水系332河川。

5 令和6年6月末時点。

4 県6 河川で国の水位予測情報を活用した洪水予報が可能となっており、今後も協定に基づいた情報提供体制の構築を進めてまいります。加えて、本改正により、民間事業者による多様なニーズに応じたきめ細かな予報の提供を可能とする仕組みの構築も行っており、現在、民間の予報業務の許可等に関する技術的な審査を進めております。これらの取組を促進し、早めの防災対応・避難行動の支援に努めてまいります。

さらに、流域治水の機運醸成の取組も進めていく必要があります。昨年4月に「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」を設置し、同年8月、流域治水の推進に向けた普及施策及び行動計画をとりまとめました。これを受け、「地域で発生した災害の状況をわかりやすく伝える施設」や「災害の教訓を伝承する語り部といった活動」などを「NIPPON 防災資産」として、内閣府特命担当大臣（防災担当）及び国土交通大臣が認定する制度を、本年5月に新たに創設しました。各地域において、過去の災害の教訓や今後の備えに対する理解を深めていただくことで、水害リスクの自分事化を図るとともに、地域の防災力の更なる向上に繋げてまいります。

#### 4. 流域総合水管理の推進

気候変動の影響が深刻化するスピードに追いつくには適応策である流域治水のみでは十分でなく、二酸化炭素排出量を削減し降雨量の増大に少しでも歯止めをかける緩和策についても取り組むことが重要です。また、人口減少や産業構造の変化、2050年カーボンニュートラル、

2030年ネイチャーポジティブなどの水に関わる社会情勢の変化にも対応していくことが必要となっています。

このように、水を巡る課題は多様化・複雑化しているため、治水・利水・環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図るとともに、全国に109あるすべての一級水系において、各水系の特性を踏まえつつ、治水・利水・環境の一体的な取組を進めることで「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進してまいります。

例えば、水利用の面では、治水と水力発電の両機能の強化を両立させるため、「ハイブリッドダム」として、例えば、洪水ピーク後の後期放流の工夫等によるダムの運用高度化により、増電にも取り組んでいます。昨年度には、洪水後期放流の工夫や融雪出水を見込んだ事前の水位低下等の取組も含め1,162千万kWhの増電を実現しています。今後は、AIやデジタルも活用して、個々のダムだけでなく、流域全体としてもダムの運用高度化に取り組むとともに、流域全体で限りある水資源やインフラの有効活用による電力使用量の削減や発電の増強等の取組を推進し、全国の水系で流域関係者と連携のもと、検討を加速化してまいります。

環境の面では、「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」において、本年5月にとりまとめられた提言も踏まえ、河川環境の目標を定量的に設定するなど、効果的・効率的に多自然川づくりを推進するための取組や、流域のあらゆる関係者が

協働して行う生態系ネットワーク形成の取組を進め、「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に貢献してまいります。また、「かわまちづくり」や民間事業者の河川利用への更なる規制緩和「RIVASITE」の取組等を進めてまいります。

本年4月から国土交通省に水道行政が移管されました。水道行政においても、施設の老朽化、人口減少による経営環境の悪化・担い手の不足などの課題があり、これまで水管理・国土保全局に蓄積されてきた下水道をはじめ様々なインフラの整備・管理の知見や現場力も活用して、広域化や官民連携、技術開発など、事業の効率化・基盤の強化に資する取組を上下水道一体で進めていきます。また、令和6年能登半島地震での上下水道での甚大な被害を踏まえて、今後の上下水道の地震対策等のあり方を検討する有識者などからなる検討会を設置しており、耐震性などの今後のハード対策のあり方などについて、本年5月に中間とりまとめを行い、同年8月頃には最終とりまとめを行うこととしています。また、下水道分野では、食料安全保障の強化や資源循環型社会の構築を目指し、農林水産省と連携の下、下水汚泥資源の肥料利用の拡大を推進してまいります。

## 5. 大規模地震への対応

本年の能登半島地震において、国土交通省では、発災直後から、北陸地方整備局を中心に、本省や各地方整備局等から現地対策本部や被災市町に TEC-FORCE を過去最大規模で派遣し、関係団体の皆様にもご協力いただきながら、総力を挙げて対応に当たってまいりました。

それらの過程で様々な経験・教訓を得ましたが、今後想定される南海トラフ地

震、首都直下地震等の国家レベルの大規模災害に対して、今回の経験を活かしつつ、ハード・ソフトの両面から、更なる防災対策の充実・強化を図る必要があると、改めて強く認識したところです。

そのため、国土交通省で毎年とりまとめている「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」について、今年度は「能登半島地震を踏まえた防災対策の推進」をテーマとし、発災後に被害の影響を軽減するための応急対応、被害を防止・軽減するための事前対策の2点について、充実・強化を図っていくこととしています。

具体的には、迅速な被災情報等の収集体制の強化、高度な専門性を有する多様な主体との連携等による自治体支援のための TEC-FORCE 等に係る機能強化、資機材等を活用した被災者・避難所支援、陸海空が連携した啓開体制・物資輸送の確保などの応急対応の強化を図ってまいります。また、インフラを管理・所管する国土交通省として、「事前防災」の観点で、インフラ整備や耐震化・強靱化など、国民の生命と財産を守る防災インフラの充実・強化を計画的・戦略的に実施するとともに、災害リスクを踏まえた事前防災型のまちづくりを推進してまいります。

## 6. インフラ老朽化対策の推進、デジタル技術の活用

整備した施設が、洪水時等に適切に効果を発揮するには日頃の適切な維持管理等に加え、施設更新を計画的に進める必要があります。老朽化が進む施設について、長寿命化計画を作成し、予防保全型メンテナンスを実施するとともに、量産品エンジン等を採用することで排水ポンプの故障時の復旧の迅速化や導入コスト

の縮減が期待できるマスプロダクツ型排水ポンプについて、開発、現場実証を進めてまいります。

激甚化する自然災害、インフラ施設の老朽化、働き手の減少等の課題に対応するため、AI やドローン、デジタル技術の活用等により、維持管理や点検、行政事務、被災状況把握、災害復旧事業などの防災対応等の効率化・高度化を進めてまいります。更に、流域に関するデジタルデータを蓄積するデータプラットフォームの構築を進め、まちづくりなど他分野のデータと連携もしつつ、様々な DX 施策で活用してまいります。

#### 7. 水資源・水防災技術の海外展開

水資源・水防災については世界的な共通課題が多く、諸外国の課題解決の主導も重要です。昨年3月の「国連水会議

2023」では上川陽子総理特使（衆議院議員）がテーマ別討議3「気候・強靱性・環境に関する水」の共同議長を務め、気候変動によりリスクの増加する水関連災害に対する強靱化の必要性等を提言する等、世界の議論を主導してまいりました。本年5月には、アジアで3回目の開催となる「第10回世界水フォーラム」に出席するなど、日本がこれまで主張してきた水分野の議論を主導し、日本のプレゼンスの更なる向上を図ってまいります。

ダム再生水害リスク評価等の豊富な技術を活用し、国内外で質の高いインフラ整備を進め、世界各地の暮らしを安全かつ豊かなものとするとともに、日本企業の各国での活躍の場を増やすよう取り組んでまいります。



## 就任のご挨拶

国土交通省水管理・国土保全局治水課長 笠井 雅広

7月1日付で水管理・国土保全局治水課長を拝命しました笠井雅広です。どうぞよろしくお願いいたします。

気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化する中で、本年度も既に梅雨前線や台風、線状降水帯の影響により全国で甚大な水災害が発生しています。犠牲となられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

気候変動の影響については、仮にパリ協定が目標とする2℃の気温上昇に抑えられたとしても、全国の平均的な傾向として、降水量が約1.1倍、流量が約1.2倍、洪水発生頻度が約2倍になると試算されています。このような災害リスクの高まりに対して、従来から河川管理者が実施してきた治水対策を加速化するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者が協働し、ハード・ソフトを総動員した流域治水を進めていくこととしています。

河川管理者が実施する河道掘削、堤防や遊水池の整備、ダム建設や再生などの治水対策は、被害軽減への寄与から見れば流域治水の背骨ですが、気候変動の影響が顕在化する中で、治水対策の加速化は、事前防災の観点から大変重要であり、既存ストックを最大限に活用しながら、

限られた予算を可能な限り事前防災に投資をしていくことが必要と考えています。

平成30年度からは「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が、これに続いて、令和3年度から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が、いわゆる通常予算とは別枠で措置されています。昨年度に改正された国土強靱化基本法では、今後「国土強靱化実施中期計画」を策定し、国土強靱化を一層計画的かつ着実に推進していくこととなりました。引き続き、これらの予算も活用しながら事前防災対策を着実に進めてまいります。

流域治水については、河川管理者が行う治水対策に加え、流域の関係者が実施する雨水浸透貯留施設の整備、災害危険区域の指定等による土地利用規制・誘導、利水ダム管理者が実施する事前放流など、流域の特性に応じた取組の全体像を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめ、全国の109の一級水系、約600の二級水系で策定・公表(R6.3時点)しています。さらに、前述のような気候変動に対応するため、「流域治水プロジェクト2.0」としてバージョンアップも進めてまいります。この際のポイントは、①気候変動による降雨量増加に伴う水害リスク（浸水世帯数の増大等）明示、②本川のみならず支川や小流域（地域）における重層的

な対策目標の設定、対策目標に応じた対策内容や対策主体の明示、③河川管理者が実施する追加対策等の明示です。

特に②については、例えば、本川の氾濫を生じさせるような流域全体レベルの洪水のみならず、支川（のみの）氾濫を生じさせるような地域的な洪水、用水路や側溝からの溢水等を生じさせるような短時間豪雨による内水氾濫などを対象に加え、目標を重層的に設定することで、流域の関係者に実施いただく対策が重層的な目標のいずれに対して、どの地域の被害軽減に効果を発揮するのかを明確化することが可能となり、関係者の参画と協働の意義を共有することにつながるものと考えています。

引き続き、流域関係者で構成される協議会での議論を通じ、相互理解のもとで、流域の特性、対策の進捗、議論の進化等を踏まえたプロジェクト内容となるよう柔軟に見直しを図っていくことが重要と考えます。令和3年には流域治水関連法も整備され、施策を実施する際の財政支援等も強化されましたので、これらも活用しながら流域治水、事前防災対策を推進してまいります。

2050年カーボンニュートラル（CN）に向けて、最新の気象予測等を活用し、ダム貯水量を柔軟に設定することで、治水機能の強化と水力発電の促進を両立させる「ハイブリッドダム」という概念を打ち出し、治水と水力発電、地域振興にも貢献できるよう取組を進めています。さらには、流域治水に環境、利水（水力エネルギー含む）を加えた「流域総合水管理」の概念のもと、流域単位での水力発電の増強や上下水道施設の再編等による省エネ化等にも推進に取り組んでまい

ります。

南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の発生切迫度も増しており、河川管理施設の耐震対策や液状化対策等を推進してまいります。また、高度経済成長期に整備した施設の老朽化も進んでおり、災害時も含めて施設を適切に機能させるため、デジタル技術など最新の技術を活用し、維持管理・点検の高度化、効率化を進めるとともに、大規模更新についても計画的に実施してまいります。さらには、設計建設現場における施工や施工管理のオートメーション化を図る i-Construction 2.0 について、ダム等の大規模工事現場のみならず、地域の河川工事においてもモデル工事の実施などにより推進を図ってまいります。

本年4月より、建設業の時間外労働に対する罰則付き上限規制が適用されました。受発注者双方が共通の認識のもとで働き方改革、生産性向上に向けた取組を一層推進めていかなければなりません。ここ2年ほどの議論を通じ、発注者が改善すべき事柄としては、発注者指定型の週休2日工事の拡大、工事関係書類の削減・簡素化、遠隔臨場の活用拡大、発注段階での現場条件の明示の徹底、ワンデーレスポンスやウィークリースタンスの徹底、適切な設計変更対応などであると認識しております。まずは国土交通省が発注する工事でこれらの取組を徹底し、各整備局で開催している発注者協議会等を通じ、関係自治体の皆様にも取組の必要性についてご理解を得ながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

引き続き全力で取り組んでまいりますので、皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

# 令和5年全国一級河川の水質現況について

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 木村 ほか

## 1. はじめに

我が国では、昭和30年代以降の高度成長期において急速な都市化・工業化が進み、これに伴って公害問題が顕在化するなど自然環境の悪化が急速に進行しました。これを受けて公害防止に関わる法令が整備され、昭和42年に公害対策基本法、昭和43年に水質汚濁防止法が制定されました。

河川においても、著しい水質汚濁に対応するため、昭和44年に河川浄化事業、昭和50年にダム周辺環境整備事業が開始され、河川環境の管理の考え方が導入されました。また、平成9年の河川法改正により、治水、利水に加えて河川環境の整備と保全が目的として明記され、総合的な河川整備が推進されるようになりました。河川管理者による河川環境改善の施策実施に加え、排水規制、下水道整備、浄化等のための技術の進展や流域の各主体の取組の進展、意識の向上により、河川の水質は改善されてきています。

継続的に良好な水環境の保全・回復を図っていくためには、水質改善の取組の着実な実施とともに、水質調査によって水質の現状を把握し、取組による効果を適切に評価できることが

重要です。また、河川の水質は流域の活動による影響を大きく受けるため、水質を定量的に示すことで、身の回りの環境に関する理解と関心を高めることも重要です。

このような考えから、国土交通省では、昭和33年から一級河川（直轄管理区間）において水質調査を実施し、昭和46年から年ごとのとりまとめを行っています。現在は、河川愛護月間である7月に全国の一級河川109水系における水質の状況を毎年公表しています。このたび、令和5年の全国一級河川109水系における水質の状況を取りまとめましたので、その概要をお知らせします。

## 2. BOD・CODの環境基準の満足状況

令和5年は、一級河川（湖沼及び海域を含む）の直轄管理区間において、BOD（生物化学的酸素要求量）又はCOD（化学的酸素要求量）の環境基準を満足した地点の割合は91%（903地点/993地点）となりました。

このうち、河川は96%（857地点/890地点）、湖沼等（湖沼・海域）は45%（46地点/103地点）となっています。

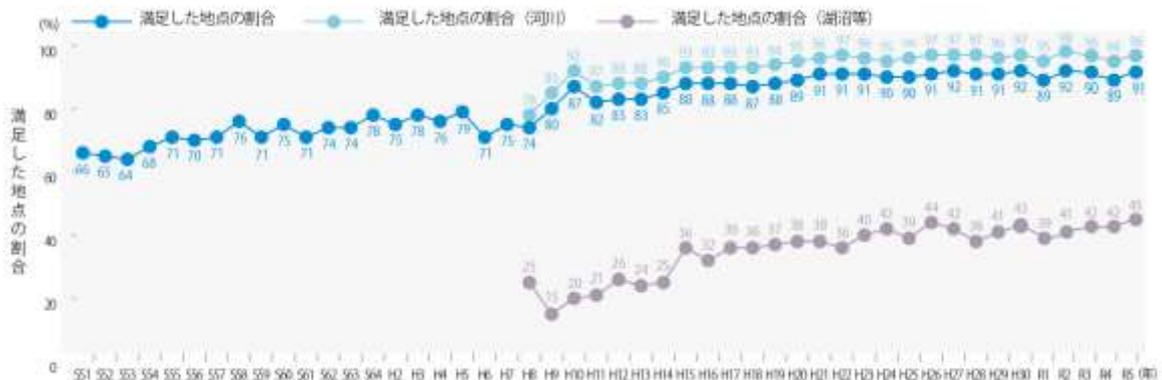


図 一級河川（湖沼及び海域を含む）において環境基準を満足した地点の割合

### 3. 水質が最も良好な河川(\*)

令和5年は、以下の17河川が「水質が最も良好な河川」となりました。

(\*)「水質が最も良好な河川」の定義

対象河川である160河川のうち、以下の両方を満たす河川。

- ・対象河川の各調査地点のBOD年間平均値について、全調査地点の平均をとった値が0.5mg/L
- ・対象河川の各調査地点のBOD75%値について、全調査地点で平均をとった値が0.5mg/L

<対象河川>

- ・一級河川（本川）：直轄管理区間に調査地点が2以上ある河川
- ・一級河川（支川）：直轄管理区間延長が概ね10km以上、かつ直轄管理区間に調査地点が2以上ある河川

表-1 水質が最も良好な河川

| 都道府県 | 河川名                 | 水系               |
|------|---------------------|------------------|
| 北海道  | シリベシトシベツガワ<br>後志利別川 | 後志利別川水系          |
| 北海道  | サツナイガワ<br>札内川       | 十勝川水系            |
| 福島県  | アラカワ<br>荒川          | アブクマガワ<br>阿武隈川水系 |
| 静岡県  | アベカワ<br>安倍川         | 安倍川水系            |
| 三重県  | ミヤガワ<br>宮川          | 宮川水系             |
| 和歌山県 | クマノガワ<br>熊野川        | シンダウガワ<br>新宮川水系  |
| 福井県  | キタガワ<br>北川          | 北川水系             |
| 京都府  | ユラガワ<br>由良川         | 由良川水系            |
| 鳥取県  | テンジンガワ<br>天神川       | 天神川水系            |

| 都道府県 | 河川名            | 水系            |
|------|----------------|---------------|
| 鳥取県  | オガキガワ<br>小鴨川   | 天神川水系         |
| 島根県  | タカツガワ<br>高津川   | 高津川水系         |
| 徳島県  | ヨシノガワ<br>吉野川   | 吉野川水系         |
| 愛媛県  | ヒジカワ<br>肱川     | 肱川水系          |
| 高知県  | シマントガワ<br>四万十川 | 渡川水系          |
| 熊本県  | カワベガワ<br>川辺川   | クマガワ<br>球磨川水系 |
| 宮崎県  | ゴカセガワ<br>五ヶ瀬川  | 五ヶ瀬川水系        |
| 宮崎県  | オマルガワ<br>小丸川   | 小丸川水系         |

### 4. 川や湖と地域の密接なつながり

河川や湖沼は人々が集まる憩いの場です。良好な水質は水に親しむ機会を増やし、人が集まることで地域活性化にもつながります。ここでは、河川と地域とのつながりや各地での水質改善の取組について紹介します。

#### (1) 良好な水質を活かした地域づくり「仁淀川」

高知県・愛媛県を流れる仁淀川は、過去10年で「水質が良好な河川」の基準を6回満足するな

ど、水質が良好で水中の不純物が少なく、下流域でも川底までよく見える河川です。仁淀川の水は「仁淀ブルー」としても全国的に知られ、川とあわせて周囲の山や集落も含めた景観が観光資源となっています。現在も仁淀川には四国内外からスタンドアップパドルボード（SUP）やラフティングなどの体験や、水辺周辺の施設利用に多くの人が訪れています。また、仁淀川流域6市町村を一体とした観光地域づくりを行うための協議会が設立されるなど、川と地域が一体となった観光地域づくりが進められています。



図 「仁淀ブルー」を体感できる安居溪谷（高知県仁淀川町）  
写真提供 仁淀川町観光協会

## （２）「川内川」がもたらす幻想的な光景と食

熊本県を源流とし、宮崎県・鹿児島県を流れる川内川は、九州の中では、延長は２番目、流域面積は５番目の大きさを誇る河川です。川内川の中流部ではゲンジボタルが生息しており、５月頃には無数のホタルが乱舞し、「ホタル舟」で川を下りながら、幻想的な光景を見ることができます。

「ホタル舟」は、鹿児島県さつま町の<sup>モウシ</sup>神子地区などで約 20 年前から運航しており、初夏の風物詩として重要な観光資源となっています。



図 奥薩摩のホタル舟

## （３）流域住民の行動により水質が改善した「矢作川」

矢作川は中央アルプス南端から、愛知・岐阜県境の山間部を貫流し、愛知県の中央部を流下して三河湾に注ぐ一級河川です。1960年代には高度経済成長に伴い水質が悪化しましたが、1969年に漁業や農業の関連団体・自治体が設立した「矢作川沿岸水質保全対策協議会」による活動や下水道の高度処理等により水質が改善しました。また、矢作川流域の小学校では、矢作川を水遊びのできるきれいな川にするために、1976年から矢作川の水質汚濁調査を始め、この調査は現在も地域住民と協働して実施されています。

河川水質の改善が行われたことで、矢作川はアユが生息できる環境になり、現在ではアユ釣りや、やな場でのつかみ取り体験、河口部では潮干狩りが観光資源となっています。



図 潮干狩り

## 5. 水質事故の発生状況

水質事故とは、河川への廃棄物の不法投棄、工場等における機器等の破損や人為的な誤操作に起因する油類や化学物質の流出による事故のことを指します。

令和5年の水質事故の発生件数は627件で、令和4年よりも47件減少しており、長期的に減少傾向にあります（図参照）。



図 水質事故発生件数と上水道の取水停止事故発生件数の推移

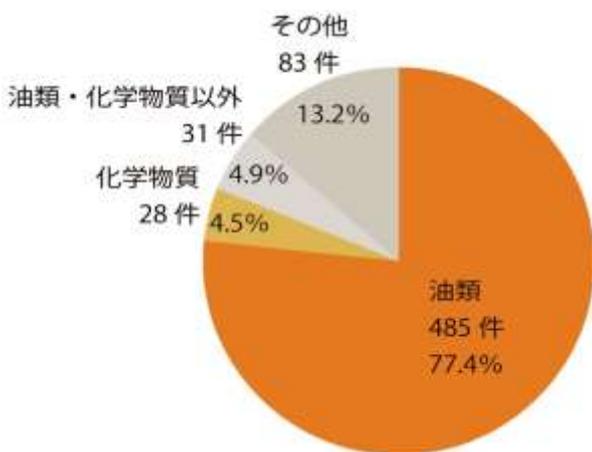


図 水質事故の内容（原因物質別）

一級水系においては、水質事故発生時には、河川管理者、利水者、その他関係行政機関等により構成される「水質汚濁防止連絡協議会」を通じて、速やかに情報の収集、通報・連絡を行うとともに、関係機関と連携して速やかにオイ

ルフェンスを設置等するなどの対策により、被害の拡大防止に努めています。



写真 不法投棄による油流出事故

## 6. おわりに

公害問題が顕在化してきた昭和40年代以降、水質汚濁が進み、「汚い、くさい、遊べない」と言われる河川が全国に多くありましたが、このような一級河川の水質も、これまでの排水規制・下水道整備・河川浄化事業等の推進や、地域住民等による流域全体での取組により、きれいな河川が当たり前の時代となりました。しかし、依然として環境基準を満たしていない河川や湖沼もあります。水質の改善には、流域から河川に流れ込む汚濁物質の削減も含めた流域の関係者が一体となった取組が重要です。国土交通省では、今後も引き続き関係機関等と連携しつつ水質改善の取組を推進してまいります。

水質現況と合わせて、きれいな水や水質改善を活かした取組をコラムとして盛り込んだパンフレットを作成しております。これをきっかけに河川への関心を持ってもらい、実際に足を運んでもらえれば幸いです。

パンフレットは国土交通省ウェブサイトに掲載しておりますので是非ご覧下さい。

<令和5年全国一級河川の水質現況>

[https://www.mlit.go.jp/river/toukei\\_chousa/kankyo/kankyousuisitu/r5\\_suisitu.html](https://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kankyo/kankyousuisitu/r5_suisitu.html)